

(写)

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第14号

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市介護保険条例（平成12年龍ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 省 略	第1章 省 略
第2章 省 略	<u>第1章の2</u> 省 略
第3章 <u>保健福祉事業（第1条の5）</u>	
第4章 } 省 略	<u>第2章</u> }
第5章 } 省 略	<u>第3章</u> }
第6章 } 省 略	<u>第4章</u> }
第7章 } 省 略	<u>第5章</u> }
第8章 } 省 略	<u>第6章</u> }
付則	付則
第2章 省 略	<u>第1章の2</u> 省 略
第1条の2 } 省 略	第1条の2 }
第1条の4 } 省 略	第1条の4 }
第3章 保健福祉事業	
第1条の5 <u>市は、保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業その他の必要な事業を行うものとする。</u>	

<u>第4章</u>		省	略	<u>第2章</u>		省	略
第2条	}	省	略	第2条	}	省	略
第10条				第10条			
<u>第5章</u>				省			
第11条	}	省	略	<u>第3章</u>		省	略
<u>第6章</u>				<u>(利用者負担額の減免)</u>			
<u>第7章</u>				}	省	略	
<u>第8章</u>							<u>第4章</u>
				<u>第5章</u>	}	省	略
				<u>第6章</u>			

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。